

国立大学法人総合研究大学院大学 第4期中期目標

【令和4年2月28日 文部科学大臣提示】

(前文) 法人の基本的な目標

総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構等法人」という。）が設置する研究機関を教育研究の場とする大学院大学であり、その教員組織は大学院担当を委嘱された機構等法人の研究者で編成されている。

総合研究大学院大学の基盤となる大学共同利用機関は、当該分野の研究者コミュニティを存立基盤として、それぞれの研究目的に基づいて最先端の研究を重点的に推進し、共同利用・共同研究の中核拠点として、大学や研究者コミュニティと連携して我が国の学術研究を牽引する役割を担っている。

このような他に類を見ない設置形態をもつ大学院大学として、総合研究大学院大学は「機構等法人との緊密な関係及び協力の下に、世界最高水準の国際的な大学院大学として学術の理論及び応用を教育研究して、文化の創造と発展に貢献する」ことを理念に掲げ、「基礎学術分野において国際的に通用する高度の研究的資質を持つ広い視野を備えた研究者を育成し、学融合により従来の学問分野の枠を越えた国際的な学術研究の推進並びに学際的で先導的な学問分野の開拓を目指す」ことを目的としている（学則第1条及び第2条）。

これらの理念と目的を踏まえ、本中期目標期間における基本的な目標を以下のように定める。

- (1) 総合研究大学院大学の教育研究を実質的に担っているのは機構等法人に属する大学共同利用機関である。それぞれの機関が共同利用・共同研究の中核拠点としての本来の役割を果たしつつ、総合研究大学院大学の教育研究の場としての機能を最大限に発揮できる大学運営を目指して、機構等法人との関係・協力を促進するとともに、国立大学法人と機構等法人の大学運営上の役割をより明確に整理し、大学マネジメント体制を強化する。
- (2) 大学共同利用機関を基盤とする大学院大学として、大学や研究者コミュニティはもとより、より広く社会の駆動力となる研究開発人材を包含する学術コミュニティを主たるステークホルダーに位置づけ、長期的な視点に立って真に人類社会に資する学術のあり方を見据え、学問分野の継承・発展や高度な研究開発を担う博士人材を育成し輩出することを総合研究大学院大学の主たる目標とする。

◆ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。

I 教育研究の質の向上に関する事項

1 社会との共創

- (1) 大学共同利用機関を基盤とする他に類を見ない大学院大学として、学術のあるべき姿を長期的に見据え、人類社会の知的基盤を支える学術の継承・発展や高度な研究開発の担い手となり、新たな知的価値を創出することができる博士人材を育成・輩出することで、広く社会に貢献する。【独自】

2 教育

- (1) 学術コミュニティや国内外の社会の変化に応じて、求められる人材を育成するため、柔軟かつ機動的に教育プログラムや教育研究組織の改編・整備を推進することにより、需要と供給のマッチングを図る。④
- (2) 学生の能力が社会でどのように評価されているのか、調査、分析、検証をした上で、教育課程、入学者選抜の改善に繋げる。特に入学者選抜に関しては、学生に求める意欲・能力を明確にした上で、大学の学部や大学院修士課程等で育成された能力を多面的・総合的に評価する。⑤
- (3) 深い専門性の涵養や、異なる分野の研究者との協働等を通じて、研究者としての幅広い素養を身に付けさせるとともに、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行できる能力を育成することで、アカデミアのみならず産業界等、社会の多様な方面で求められ、活躍できる人材を養成する。（博士課程）⑧

- (4) 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。⑫

3 研究

- (1) 真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭
- (2) 学術コミュニティ等との連携・共同によりキャリアパスの多様化や流動性の向上を図り、博士課程学生やポストドクターを含めた若手研究者が、国内外の様々な場において、自らの希望や適性に応じて活躍しその能力を最大限発揮できる環境を構築する。⑯

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- (1) 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。⑰
- (2) 総合研究大学院大学の教育研究組織の特殊性を踏まえ、大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。⑱

III 財務内容の改善に関する事項

- (1) 総合研究大学院大学の大学運営の特殊性をふまえ、公的資金のほか、寄附金等の受入れ、財源の多元化にも努めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用など安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。⑳

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

- (1) 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。㉑

V その他業務運営に関する重要事項

- (1) AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。㉒